

令和 6 年 9 月 1 日  
練馬区高齢施策担当部  
高 齢 者 支 援 課

## 地域包括支援センター運營業務委託事業者募集要領

中村橋地域包括支援センター、(仮)高野台デイサービスセンター内地域包括支援センターおよび大泉地域包括支援センターの運營業務委託の応募申請については、以下をお読みいただき、指定された書類を提出してください。

### 1 目的

本要領は、「令和 7 年度地域包括支援センター運營業務委託」についての適切な事業者の選定を、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業概要

(1) 件名 令和 7 年度 地域包括支援センター運營業務委託

(2) 事業目的等

1) 事業目的

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、介護や福祉等の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防支援等を行い、もって高齢者とその家族の生活を支えることを目的とする。

2) 事業

練馬区地域包括支援センター事業実施要綱(平成 18 年 3 月 30 日 17 練福事第 11438 号)に基づく事業。

3) 利用対象者

ア 練馬区に住所を有するおおむね 65 歳以上の要介護状態等の高齢者

イ 要介護状態等となるおそれのある高齢者

ウ 上記ア・イの高齢者の家族等

(3) 地域包括支援センターの名称、所在地、担当地域および担当地域の高齢者人口

名称	所在地（7年4月時点）	担当地域（7年度）	高齢者人口
中村橋地域包括支援センター	練馬区貫井一丁目 36 番 18 号 (サンライフ練馬 3 階)	貫井、向山	6,884 人
(仮)高野台デイサービスセンター内地域包括支援センター	練馬区高野台五丁目 24 番 1 号	谷原、 高野台 2 ~ 5	4,991 人
大泉地域包括支援センター	練馬区東大泉一丁目 28 番 1 号 (リズモ大泉学園 内)	東大泉 1・2、 東大泉 3-1 ~ 51、 東大泉 3-56 ~ 57、 東大泉 4 ~ 6	6,391 人

高齢者人口は、令和6年4月時点に記載している。今後担当地域の変更や、それに伴い高齢者人口が変動する可能性がある。

中村橋地域包括支援センターは令和7年11月に移転予定であり、移転後の所在地は練馬区貫井一丁目9番1号(中村橋区民センター2階)である。

(仮)高野台デイサービスセンター内地域包括支援センターは令和7年4月に移転予定であり、現在の所在地は練馬区大泉町二丁目17番1号である。

大泉地域包括支援センターは令和7年4月に移転予定であり、現在の所在地は練馬区東大泉一丁目29番1号(大泉学園ゆめりあ1 9階)である。

(4) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

ただし、履行状況が良好である場合には、最高5年(更新4回)の随意契約を行うことができる。

(5) 委託内容 仕様書(別紙1)による

(6) 概算経費(上限)

中村橋地域包括支援センター	61,798,465 円
(仮)高野台デイサービスセンター内地域包括支援センター	56,199,500 円
大泉地域包括支援センター	65,327,500 円

令和6年度契約額等を参考に作成。

概算経費を超えた見積金額の提案は無効とします。

### 3 準備委託

(1) 中村橋地域包括支援センター

選定された事業者が、現在の受託事業者と異なる場合は、委託事業の引継ぎを行うことを目的とした準備委託契約を別途締結する。契約期間は、令和7年3月の1か月程度とする。なお、準備委託に係る経費は、区と受託事業者で協議の上、区の予算の範囲内において定める。

(2)(仮) 高野台デイサービスセンター内地域包括支援センターおよび大泉地域包括支援センター

事業を円滑に実施することを目的とした準備委託契約を別途締結する。契約期間は、令和7年3月の2週間程度(選定された事業者が、現在の受託事業者と異なる場合は1か月程度)とする。なお、準備委託に係る経費は、区と受託事業者で協議の上、区の予算の範囲内において定める。

#### 4 参加資格および欠格条項

##### 4-1 参加資格

高齢者の福祉について理解があり、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる社会福祉法人等で、これまでに、地域包括支援センター、在宅介護支援センターまたは介護・福祉・医療の相談業務の実績があること。

##### 4-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」(昭和61年4月1日練総経発第394号)による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」(平成22年8月2日22練総経第335号)による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人税、法人事業税、消費税および地方消費税等を滞納している者
- (5) 経営不振の状態(会社更生法 平成14年法律第154号 第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法 平成11年法律第225号 第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき、ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)にある者

## 5 選定方法

### 5 - 1 日程（予定）

区報、ホームページによる告知	令和6年9月1日（日）
応募事前申込書の提出期限	令和6年9月10日（火）
質問期間	令和6年9月10日（火）～13日（金）
質問回答日	令和6年9月20日（金）
経営診断に必要な書類の提出期限	令和6年9月27日（金）
それ以外の全ての書類の提出期限	令和6年10月4日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年11月1日（金）
審査結果通知	令和6年12月中旬（予定）

### 5 - 2 審査方法

応募事業者について、評価項目および評価基準（別紙2）に基づき選定委員会による審査（提出書類、プレゼンテーションおよびヒアリング）を実施する。

なお、1事業者から複数の地域包括支援センターに応募があった場合は、応募事業者ごとにプレゼンテーション、ヒアリングを複数の地域包括支援センター分同時に行い、評価・選定は地域包括支援センターごとに行う。

### 5 - 3 質問事項の受付および回答

募集に関する質問は、質問票（別紙3）に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- （1） 質問期間 令和6年9月10日（火）～13日（金）午後5時まで  
期限を過ぎた質問は受け付けない。
- （2） 質問方法 電子メールのみ
- （3） 担当部署 練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係  
メール：KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp
- （4） 回答方法 令和6年9月20日（金）までに、応募事前申込書を提出した全ての  
事業者に質問者名を伏せた上で電子メールにて回答する。

### 5 - 4 応募事前申込書

応募を予定している団体は、以下のとおり書類をメールでご提出ください。提出の翌営業日までに、受領の連絡をします。

- （1） 提出書類  
応募事前申込書（様式1-1）
- （2） 受付期間  
令和6年9月2日（月）～10日（火）午後5時まで

(3) 提出先

練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係

メール：KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp

5 - 5 応募方法および提案書等の提出

応募する事業者は、「応募事前申込書」を提出したうえで、令和6年9月25日(水)までに9「問合せ先」へ連絡の上、指定された受付日・時間に応募書類を持参して下さい。

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の内容で必要書類を提出すること。

なお、複数の地域包括支援センターへの応募申請を可とする。

複数の地域包括支援センターに応募する場合は、地域包括支援センターごとに No18-21 (様式3 - 6、3 - 7、3 - 8および予算計画書)を提出すること。

(1) 受付期間および受付時間

経営診断に必要な書類 令和6年9月10日(火)～27日(金)

それ以外の全ての書類 令和6年9月20日(金)～10月4日(金)

いずれも午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

事業者選定にあたっては、経営診断を行います。

(2) 提出方法 以下の提出場所に持参すること(郵送は不可とする)

(3) 提出場所 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階  
練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係

(4) 提出書類(原則A4サイズ)

「提出書類一覧表」(別紙4)のとおり

1) 応募申請書(様式1-2)

2) 公募申請に係る誓約書(様式2-1)

3) 法人の概要に関する書類(経営診断書類)

提出できない書類がある場合は、その理由を記載した文書を提出すること。

ア 法人登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの、写し可)

イ 定款(最新のもの)

ウ 会計に関する経理規定(最新のもの)

エ 収支報告書(直近1年分)

オ 決算報告書(過去3年分)

貸借対照表等の税務申告書類一式(勘定科目内訳明細書を含む)、営業報告書  
または事業概況書(税務署に提出したものの写し。作成していない場合は事業  
報告書)、キャッシュフロー計算書

カ 法人の経歴書・事業経歴・概要(会社案内等 従業員数の分かるもの)

キ 役員の構成名簿(社会福祉法人の場合は評議員も含む。)

ク 法人代表者の履歴または経歴がわかるもの

#### 4) 運営に関する書類

#### (5) 注意事項等

提出書類の注意事項については、「提出書類一覧表《注意事項》」(別紙4)のとおり。提出書類に不備または不必要な書類を提出した場合は、失格または減点の対象となる場合がある。

#### (6) 追加資料の提出

区が必要と認める場合には、追加資料の提出を求められることがある。

### 5 - 6 プレゼンテーション、ヒアリング

令和6年11月1日(金)を予定。応募事業者へ個別に通知する。

### 5 - 7 審査結果の通知

選定結果については、応募した全ての事業者に文書により通知する。

## 6 受託候補者との協議

- (1) 受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。
- (2) 災害、感染症等、その他事業継続が困難など不測な事態が生じた場合は、事業の変更等について区と協議する。
- (3) 受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに受託候補者として選定することができる。

## 7 情報公開

本件業者選定情報(提出書類含む)は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)に規定する公文書に該当するものであり、情報公開については、「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙5)に基づき取り扱うものとする。

## 8 その他事項

- (1) 本プロポーザルは、プロポーザル方式による事業者選定実施方針に基づいて実施する。
- (2) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした参加者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 参加申込、提案書等の作成、提出等に係る費用は応募事業者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等の書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に破棄処分とする。

- (5) 提出された提案書等の書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。
- 1) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - 2) 虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定事業者が契約締結前に、練馬区から指名停止処分を受けるなどにより欠格事項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のを新たに選定事業者とすることができる。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は応募事業者が負うものとする。
- (8) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (9) 本件は、当該事業を含む、令和7年度予算案が可決しない場合には、区は契約を締結しない、または解除することができる。なおこれに伴う応募事業者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

## 9 問合せ先・担当

練馬区 高齢施策担当部 高齢者支援課 管理係 鈴木・大槻

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階

電話 03(5984)4582

FAX 03(5984)1214

E-mail KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp